

# 第二種特別加入保険料率表

(単位:1/1,000)

(平成27年4月1日改定)

【参考】

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入 保険料率	平成24～26年度の 第二種特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	<b>13</b>	14
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	19	19
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	<b>46</b>	45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	7	7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	<b>14</b>	13
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の作業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	<b>49</b>	50
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械従事者）	<b>3</b>	4
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	<b>3</b>	4
特 10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	<b>16</b>	15
特 11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	<b>7</b>	8
特 12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	<b>17</b>	16
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	<b>4</b>	3
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18	18
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	<b>3</b>	4
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9	9
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	<b>4</b>	5
特 18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	<b>6</b>	7